

産業廃棄物処理施設の維持管理に関する記録及び閲覧に係る指導指針 新旧対照表

新	旧
<p>1～3 (略)</p> <p>4 記録の閲覧の方法 記録の閲覧は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 閲覧の方法 <u>事務所等の決められた場所に記録等の書面を備え置く方法、事務所等に備え置く電子計算機に表示する方法、電磁的記録に記録されている事項を記載した書面により閲覧する方法又はインターネットを利用する方法により閲覧に供する。なお、事務所等の近傍の見やすい場所に設置した掲示板等に掲示する方法により閲覧に供しても差し支えない。</u></p> <p>(2) 閲覧期間 閲覧期間は、記録を備え置く等した日から3年間とする。ただし、閲覧期間のうち日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、事業所の休日等、閲覧に供しない日を定めることができる。</p> <p>(3) <u>事務所等で閲覧する場合の閲覧時間</u> 事務所等で閲覧する場合の閲覧時間は、原則として閲覧場所である<u>事務所等</u>の通常の営業時間とする。ただし、終日営業をしている場合の夜間など、閲覧により業務に支障を来すおそれがある場合などは、閲覧場所に閲覧時間を掲示するなど閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）の理解が得られるようにする。</p> <p>(4) 記録すべき事項及び備え置く時期 ア 廃棄物の月ごとの数量及び展開検査の実施回数 当該月の翌月の末日</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 記録の閲覧の方法 記録の閲覧は、次のとおりとする。 <u>(新規)</u></p> <p>(1) 閲覧期間 閲覧期間は、記録を備え置いた日から3年間とする。ただし、閲覧期間のうち日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、事業所の休日等、閲覧に供しない日を定めることができる。</p> <p>(2) 閲覧時間 閲覧時間は、原則として閲覧場所である<u>事業所等</u>の通常の営業時間とする。ただし、終日営業をしている場合の夜間など、閲覧により業務に支障を来すおそれがある場合などは、閲覧場所に閲覧時間を掲示するなど閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）の理解が得られるようにする。</p> <p>(3) 記録すべき事項及び備え置く時期 ア 廃棄物の月ごとの数量及び展開検査の実施回数 当該月の翌月の末日</p>

- イ 測定に関する事項 測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日
- ウ 堆積物の除去に関する事項 当該除去を行った日の属する月の翌月の末日
- エ 点検及び措置を行った場合 当該点検及び措置を講じた日の属する月の翌月の末日
- オ 展開検査を行った場合 当該日の属する月の翌月の末日

(削除)

5 (略)

6 閲覧に供する書類等の留意事項

閲覧に供する書類等は、次の事項に留意する。

- (1) 閲覧に供する書類等の様式は、必要な事項が記載されていれば、適宜定めて差し支えない。
- (2) 記録等を複写したものを閲覧に供して差し支えないが、原本の閲覧を請求された場合は、原本を閲覧に供する。
- (3) 廃棄物の種類は、法第2条第4項及び政令第2条に規定された種類を記載することを基本とするが、シュレッダーダスト等の混合物については、具体的な品目を記載しても差し支えない。
- (4) 測定結果が、連続記録用紙、計量証明書、電子計算機からの出力用紙等に記録されたものである場合には、当該用紙に測定を行った位置及び測定結果の得られた年月日を記載する。

- イ 測定に関する事項 測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日
- ウ 堆積物の除去に関する事項 当該除去を行った日の属する月の翌月の末日
- エ 点検及び措置を行った場合 当該点検及び措置を講じた日の属する月の翌月の末日
- オ 展開検査を行った場合 当該日の属する月の翌月の末日

(4) 閲覧の方法

事務所等の決められた場所に記録等を備え置き閲覧に供する。なお、事務所等の近傍の見やすい場所に設置した掲示板等に掲示する方法により閲覧に供しても差し支えない。

5 (略)

6 閲覧に供する書類の留意事項

閲覧に供する書類は、次の事項に留意する。

- (1) 閲覧に供する書類の様式は、必要な事項が記載されていれば、適宜定めて差し支えない。
- (2) 記録等を複写したものを閲覧に供して差し支えないが、原本の閲覧を請求された場合は、原本を閲覧に供する。
- (3) 廃棄物の種類は、法第2条第4項及び政令第2条に規定された種類を記載することを基本とするが、シュレッダーダスト等の混合物については、具体的な品目を記載しても差し支えない。
- (4) 測定結果が、連続記録用紙、計量証明書、電子計算機からの出力用紙等に記録されたものである場合には、当該用紙を閲覧に供して差し支えない。ただし、当該用紙には、測定を行った位置及び測定結果の

(5) 測定を行った位置、排ガスを採取した位置の図面は、個別の記録等に添付せず、閲覧場所に掲示しても差し支えない。

(6) 測定結果の得られた年月日については、当該処理施設の設置者以外の者が測定した場合には、当該者から測定結果が報告された年月日を記載する。

7 閲覧場所

書面及び事務所等に備え置く電子計算機、電磁的記録に記録されている事項を記載した書面により記録等を閲覧する場合の閲覧場所は、次の場所とする。なお、掲示板等に掲示する方法やインターネットを利用する方法により閲覧に供することも差し支えない。

(1) 廃棄物の焼却施設に関する記録

原則として、当該処理施設を設置している事業所とする。ただし、閲覧に供する場所がないなど焼却施設を設置している事業所に備え置けない相当の理由がある場合は、最寄りの事務所に備え置く。

(2) 最終処分場

原則として、当該最終処分場に付帯する管理施設とする。ただし、閲覧に供する場所がないなど最終処分場に備え置けない相当の理由がある場合は、最寄りの事務所に備え置く。

8～9 (略)

10 記録等の複写等

書面及び事務所等に備え置く電子計算機、電磁的記録に記録されている事項を記載した書面により閲覧に供された記録等は、閲覧者が持参し

得られた年月日を記載する。

(5) 測定を行った位置、排ガスを採取した位置の図面は、個別の記録等に添付せず、閲覧場所に掲示しても差し支えない。

(6) 測定結果の得られた年月日については、当該処理施設の設置者以外の者が測定した場合には、当該者から測定結果が報告された年月日を記載する。

7 閲覧場所

閲覧場所は、次の場所とする。なお、掲示板等に掲示する方法により閲覧に供することも差し支えない。

(1) 廃棄物の焼却施設に関する記録

原則として、当該処理施設を設置している事業所とする。ただし、閲覧に供する場所がないなど焼却施設を設置している事業所に備え置けない相当の理由がある場合は、最寄りの事務所に備え置く。

(2) 最終処分場

原則として、当該最終処分場に付帯する管理施設とする。ただし、閲覧に供する場所がないなど最終処分場に備え置けない相当の理由がある場合は、最寄りの事務所に備え置く。

8～9 (略)

10 記録等の複写等

閲覧に供された記録等は、閲覧者が持参した携帯複写機若しくは写真機を使用する場合には、複写又は写真撮影を認める。

た携帯複写機若しくは写真機を使用する場合には、複写又は写真撮影を認める。